

食安輸発0902第1号
平成26年9月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

輸入鯨肉の取扱いについて

標記については、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号にて通知しているところですが、輸入時のモニタリング検査の結果、基準値を超えるディルドリン及びクロルデンが検出されていること、また、過去の検査実績を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととするので対応方よろしく申し上げます。

なお、平成23年5月11日付け食安輸発0511第1号通知は、当該通知をもって廃止します。

記

1. 輸入届出は個体毎とし、部位（筋肉、畝須、皮、舌、尾羽、かぶら骨等）別に欄部により届出するよう指導すること。
2. 全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン（総和として。）並びにクロルデン（cis-クロルデン、trans-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和）に係る検査を、次の優先順位に従い、いずれかの部位について実施するよう指導すること。

なお、輸入者よりあらかじめ検査該当部位の自主検査結果が提出された場合は、検査の指導は不要とすること。

（優先順位）

水銀：①筋肉 ②舌 ③畝須 ④皮（※尾羽） ⑤かぶら骨

PCB：①皮（※尾羽） ②畝須 ③舌 ④筋肉 ⑤かぶら骨

アルドリン及びディルドリン、クロルデン：①皮（※尾羽） ②畝須 ③舌 ④筋肉 ⑤かぶら骨

※尾羽については皮の検査結果をもって判断する。皮の輸入がない個体については尾羽において検査を実施する。

3. 本日以降日本に到着する輸入鯨肉について、該当年度の輸入食品等モニタリング計画に基づき、残留農薬項目の検査を実施すること。